



2013年12月18日(水)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## 速 報

### 平成 26 年度税制改正大綱

平成 26 年度税制改正大綱は、変則的で、12月12日に発表されたものが第2弾です。

以下、主な改正項目を概観して行きます。

#### 個人課税に関する改正

●給与所得控除は、控除の上限を引き下げ、平成28年分は年収1,200万円超が230万円、平成29年分以降は年収1,000万円超が220万円となります。●少人数私募債利子は、発行時期に関係なく平成28年1月1日以後に支払を受けるものから総合課税となります。●新株予約権買戻しによる所得区分は、総合課税に改正されます。平成26年4月1日以後の譲渡から適用。●ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算が廃止されます。平成26年4月1日以後の譲渡から適用。●相続税の取得費加算については、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とされます。平成27年1月1日以後に開始する相続等によって取得した土地等の譲渡から適用。

#### 法人課税に関する改正

●復興特別法人税が1年前倒しで廃止されます。それに伴い、復興特別所得税額は法人税から控除(還付)ができることとなります。●交際費課税については、資本金の有無にかかわらず飲食(社内飲食を除く)費用の50%までを損金算入でき、また、中小法人については現行800万円と選択適用が

認められ、その適用期限も2年延長されます。●使途秘匿金課税の適用期限が廃止され恒久化されます。●地方法人課税の偏在是正の観点から、法人住民税等の税率が改正され、一方、国税の地方法人税(仮称)が創設されます。平成26年10月1日開始事業年度から適用となります。

#### 資産課税に関する改正

●医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の制度が創設されます。しかし、持分放棄が前提です。実施時期は未定。

#### 消費課税に関する改正

●簡易課税のみなし仕入れ率が見直され、不動産業は第6業種となり仕入れ率40%、金融及び保険業は50%に改正されます。平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用。●課税売上割合の計算において、金銭債権の譲渡についてはその対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされます。平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡から適用。●自動車税制については、取得税は段階的引き下げ消費税10%時には廃止、軽自動車税は平成27年4月以降新車取得分から1.5倍の増税となっています。



食事は会社の接待  
で済ませてね!